

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、名古屋港管理組合では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むこととする。

(対象工事)

第2条 名古屋港管理組合の発注する競争入札に付す工事を対象で令和4年7月1日以降に入札の公告を行う工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。

(1) 発注者指定型

発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日の取り組みを促進するもので、現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素や数量増減要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事

(2) 受注者希望型

受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、準備期間及び後片付け期間を除く対象期間において現場施工期間が4週未満の工事、災害復旧工事等発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。

(週休2日制の形式)

第3条 週休2日の形式については、愛知県「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和4年4月施行）」（以下「愛知県実施要領」という。）第3条に準じて実施するものとする。

(取組内容)

第4条 取組内容については、愛知県実施要領第4条に準じて実施するものとする。

(工事成績評定)

第5条 完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）の

実施工事の工事成績評定は、名古屋港管理組合工事成績評定要綱によるものとし、工事成績表の「5. 創意工夫 I. 創意工夫」(別紙参照)において評価する。なお、評価の対象となる実施工事では、愛知県実施要領第5条に準じて実施するものとする。

(取組証の発行)

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式1)を発行するものとする。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第7条 週休2日の取得に要する費用の計上については、愛知県実施要領第7条に準じて実施するものとする。

(特記仕様書)

第8条 特記仕様書については発注者指定型及び受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

(1) 発注者指定型

本工事は、名古屋港管理組合完全週休2日制・週休2日制工事実施要領(令和4年7月1日)に記載する発注者指定型の対象工事とする。

(2) 受注者希望型

本工事は、名古屋港管理組合完全週休2日制・週休2日制工事実施要領(令和4年7月1日)に記載する受注者希望型の対象工事とする。

(公表)

第9条 発注者指定型の週休2日制工事等の公表は、技術管理課にて実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年6月1日以降に発注する競争入札に付す工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から適用する。

附 則

(適用日)

1 この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(完全週休2日制工事に関する経過措置)

2 要綱第2条に規定する工事のうち、令和4年4月1日から令和4年7月1日までの期間に入札公告された工事において、改正前の要領第7条の規定による補正を行っている工事の取り扱いについては、改正後の要領第7条の規定に基づく補正に変更し、契約変更するものとする。

(様式1)

年 月 日

週休2日制工事取組証

名称

代表者名（契約の相手方）様

工 事 名		
工 事 場 所		
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	
請 負 代 金 額	金 円	
工 期	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日	
本 工 事 の 業 種		
週 休 2 日 制 の 形 式	<input type="radio"/>	完全週休2日制工事
		週休2日制工事
完全週休2日取得率※	%	

該当する週休2日制の形式を選択してください

※ 完全週休2日制・週休2日制工事実施要領第5条に規定する「完全週休2日取得率」又は「週休2日取得率」を記載する。

名古屋港管理組合 ○○事務所長 印